

■ 4条1項11号

不服 2020-8208

<本願商標>

CURRENT+
カレントプラス

第35類「化粧品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，測定機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，医療用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

※補正後の指定役務

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

current

引用商標1：

第35類「織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

CURRENT

引用商標2：

第10類「埋込可能な除細動器，埋込可能な心臓用パルス発生器，その他の医療用機械器具」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、上段に「CURRENT」の欧文文字と黒塗りの十字状の図形を、下段に「カレントプラス」の片仮名を表した構成からなるところ、上段の「CURRENT」の欧文文字は、「流れ」等の意味を有する英語（「小学館プログレッシブ英和中辞典」株式会社小学館）であり、「カレント」と称呼されることからすると、下段の「カレント」の片仮名は上段の「CURRENT」の欧文文字の読みを特定しているものと容易に認識されるものである。

そして、下段の「カレントプラス」の片仮名中、「カレント」の片仮名が上段の「CURRENT」の欧文文字に対応した読みと認識されることからすれば、上段の十字状の図形は、やや太めに表されているとしても、「プラス」と称呼される「+（プラス）」の記号を表した図形と理解されるというのが相当である。

また、本願商標の構成中の「CURRENT」及び「カレント」の文字部分のみが取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情並びに本願商標の構成中の十字状の図形及び「プラス」の文字部分が、本願指定役務に関する分野において、出所識別標識としての機能を果たし得ないとする事情は、いずれも見いだせないものである。

してみれば、本願商標は、外観上、下段に読みを記載した構成からなる商標として、まともにより一体的な印象を与えるといえるものであって、構成全体として「カレントプラス」の称呼のみを生ずるものというが相当であり、かかる称呼もさほど冗長とはいえないものである。

さらに、本願商標の構成中、下段の「カレントプラス」の文字は、辞書等に掲載されている語ではなく、特定の意味を有する語として一般に知られているものでもないことに加え、上段部分も、特定の事物を表すものとして一般に知られているものではないことから、本願商標は、構成全体として、特定の観念を生じるものとして認識されるとは認められないものである。

したがって、本願商標は、その構成全体をもって、認識され、把握される一種の造語とみるのが相当であって、本願商標に接する取引者、需要者が、その構成中の「CURRENT」又は「カレント」の文字部分のみをとらえて取引に当たるとはいえないものであるから、本

願商標の構成中の「CURRENT」及び「カレント」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標を商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「CURRENT+カレントプラス」は、その構成全体をもって、認識され、把握される一種の造語とみるのが相当であって、本願商標に接する取引者、需要者が、その構成中の「CURRENT」又は「カレント」の文字部分のみをとらえて取引に当たるとはいえないものであるから、引用商標とは非類似の商標である、と判断されました。

一見すると、「+（プラス）」の文字については識別力が弱いように感じられますが、本事件のように、最終的には一体不可分の商標と認定されることがほとんどです。たとえば、比較的最近の審決では、以下の商標が、一体不可分性を理由として非類似と判断されています。

<不服 2015-15088>

(本願商標)

The logo consists of the word "thermo" in a dark brown, lowercase, sans-serif font, followed by a plus sign "+" in a lighter brown color.

(引用商標)



<不服 2016-6005>

(本願商標)

RAKUEN PLUS

(引用商標)

RAKUEN_他

とはいえ、実際には審判まで争われているわけですし、商標登録が認められたとしても、将来的に引用商標権者とのしがらみが生じる可能性もありますので、このような構成とする商標の採用には慎重になるべきだと思います。できれば、やめた方が良いでしょう。

個人的には、「+」や「プラス」の文字を付加するだけで非類似となる運用なのであれば、剽窃的な商標の商標登録を容易にしてしまう懸念がありますし、ある商標に「+」や「PLUS（プラス）」が付加されると、上位版の商品や役務に関する商標というイメージが生じて誤認混同を引き起こすおそれもあるように思いますので、本審決も含め、こういった類否判断のやり方と結論には疑問が残ります。

(弁理士 永露 祥生)

<2021年2月4日>